

「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」令和5年度事業の実施結果について

1 総評

自己評価が「計画以上の事業を実施できた」・「計画どおり事業を実施できた」・「概ね計画どおりに」となっているものは、151事業となり、予定されている157事業（うち7事業は同施策のなかで実施）の内の割合は97.4%となり、概ね計画どおりの事業を実施することができました。

一方、「計画どおりに進まなかった」・「ほとんど計画どおりに進まなかった」となっているのは、「生活再建支援事業等の充実（再掲を含む）」、「県や市町村等の相談機関の連携」、「保育所への優先入所」の4事業となり、それぞれの施策ごとの課題を次年度に活かしていきます。

2 自己評価の状況について

<目標の達成状況>

		計画以上の事業を実施できた (A) 100%以上	計画どおり事業を実施できた (B) 100%	概ね計画どおりに実施をできた (C) 51%~99%	計画どおりに進まなかった (D) 11%~50%	ほとんど計画どおりに進まなかった (E) 10%以下	計
I	DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進	19	16	0	0	0	35 ※（未実施2）
II	安全で安心できる相談・一時保護体制の充実	1	33	0	0	0	34
III	被害者の自立に向けた支援	2	18	1	0	2	23
IV	子どもの安全保障と支援	14	10	1	1	1	27
V	市町村におけるDV対策の推進	1	11	0	0	0	12
VI	被害者支援のための体制強化	7	17	0	0	0	24
	計	44	105	2	1	3	155

※2事業については令和3年度のみの実施となっている。

3 令和5年度の取り組みならびに課題

I DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

- 啓発物の作成・配布や教育機関を通じた、若者のためのDV予防セミナーや人権教育により、DV防止のため広報啓発を行いました。今後もキャンペーンやSNSによる広報、児童虐待と連携した啓発物品の作成等により、広報啓発に取り組んでいきます。
- 令和6年4月に困難女性支援法が施行されたことから、DV被害者などを含む困難な問題を抱える女性に関する相談窓口も併せて広報啓発を検討していきます。

II 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

- 相談及び一時保護事業においては、多様なケースに応じた相談への対応が行えるよう、専門的研修等により支援者の専門性向上を図っています。また、DV被害者の意向を踏まえ、各種手続きがスムーズに行われるよう、実務者会議等で必要な制度について情報提供・情報交換を行っています。令和6年4月に改正DV法が施行されたことに伴う、保護命令制度の拡充について、広く県民に周知できるよう、関係職員への説明を行っています。
- 加害者対策に関する事業については、国の動向を注視しながら、他県での取り組みや課題の抽出を行い、加害者対策検討作業部会にて共有し、必要な施策の検討を行いました。今後も被害者支援に繋がる加害者対策について、慎重に検討していきます。

III 被害者の自立に向けた支援

- DV被害者生活再建支援事業等については、DV被害者のニーズを把握しながら推進しましたが、利用実績が1件でした。
- 引き続き、各種会議を活用しながら個々の実情に応じ必要な支援を提供、実行できるよう各関係機関と連携し、DV被害者の生活の安定を図るための支援を円滑に進められるよう取り組んでいきます。

IV 子どもの安全確保と支援

- 県配偶者暴力相談支援センターによる児童相談所への出張相談について実績がなかったため、各種会議にて活用を促進しながら、DVと児童虐待対応の現場の実態に則しているか把握するよう努めます。
- DV・児童連携対応マニュアルワーキンググループを開催し、DVと児童虐待対応が連携を図っていくためのマニュアルを作成しました。今後もDVや児童虐待がある家庭について適切に連携を図り、必要な一時保護の実施や支援体制の構築等を行っていけるよう、マニュアルの活用を推進していきます。
- 各種会議や研修等において、DVと児童虐待対応に従事する関係職員が認識を共有する場を設け、DV被害者の同伴児や虐待による一時保護への対応方法について理解を深めることで、連携の強化を目指していきます。

V 市町村におけるDV対策の推進

- 各種会議において市町村応援マニュアルを活用しながら、市町村DV防止基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター整備について働きかけを行いました。計画策定市町村は、合計52団体となっています。ほとんどの自治体において、計画策定がなされており、ニーズがないことから、令和6年度はアドバイザー派遣事業は実施しない予定となっていますが、未策定の自治体には適時助言を行っていきます。
- 配偶者暴力相談支援センターについては、5市で整備されていますが、目標とする11市には達していない現状です。配偶者暴力支援センターの整備をすることで、証明書を自らが発行でき、ワンストップサービスが実現されること等、被害者にとってのメリットとなることを市町村に説明し働きかけを行っていきます。

VI 被害者支援のための体制強化

- 相談内容が複雑化・多様化していることから、よりきめ細やかな支援が求められており、相談業務に携わる職員の専門知識の習得、資質向上を継続して図っていく必要があります。
- 基本的知識の習得及び実践的な対応力の向上に結びつく研修を実施するとともに、現場のニーズにあった専門知識に関する研修の開催市町村等へ講師派遣等を行い、相談員の資質向上を図ることで、困難事例や被害者の個々の状況に適切に対応できる体制を充実させていきます。

4 今後の取り組み

DV被害者を含めた困難な問題を抱える女性に適切な支援が展開されるよう、民間支援団体と連携した相談体制の充実を図っていきます。困難女性支援法及び改正DV法に基づき、支援調整会議（協議会）の設置が努力義務になったことから、支援調整会議を設置し、同会議において市町村や関係機関に情報提供を行うと共に、担当職員の資質向上のための研修の充実も図っていきます。